

電気自動車を活用した脱炭素社会の実現と災害対応力強化に係る連携協定

長野市（以下「甲1」という。）、須坂市（以下「甲2」という。）、千曲市（以下「甲3」という。）、坂城町（以下「甲4」という。）、小布施町（以下「甲5」という。）、高山村（以下「甲6」という。）、信濃町（以下「甲7」という。）、小川村（以下「甲8」という。）、飯綱町（以下「甲9」といい、9市町村を総称して「甲等」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「乙1」という。）及び日産プリンス長野販売株式会社（以下「乙2」といい、乙1及び乙2を総称して「乙等」という。）並びに日産自動車株式会社（以下「丙」という。）は、第1条に定義する災害時等における電気自動車による避難所等への電力の供給、脱炭素社会の実現に向け、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲等に災害対策基本法第2条第1号（昭和36年法律第223号）に規定する災害や大規模停電等が発生したとき、または発生するおそれがある場合等（以下「災害時等」という。）において、甲等が乙等及び丙の協力を得て、電力不足が想定される甲等指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）に加え、甲等が所有する電気自動車を非常用電源として活用できる体制を構築することにより、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、必要な事項を定める。

2 平常時においても、脱炭素社会の実現に向け、甲等、乙等及び丙が共に電気自動車の有用性を広く世間に周知するとともに、充電スタンドの整備など、電気自動車の利用環境を向上することを目的として、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 災害時等により、甲等に避難所等が開設された場合において、甲等が電力供給のための電気自動車、外部給電に必要な機器及び電気自動車用充電スタンド（以下「充電スタンド」という。）を必要とする場合は、甲等は、乙等のいずれかに対し、「協力要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、甲等から乙等に電話等により要請し、甲等は事後速やかに乙等に「協力要請書」（様式第1号）を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙等は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において乙等の所有する電気自動車及び外部給電に必要な機器を甲等に貸与することに努めるものとする。なお、本項に基づき乙等から甲等に貸与される電気自動車を、以下「貸与車両」といい、貸与車両及び外部給電に必要な機器を併せて、以下「貸与車両等」という。

2 乙等は、前項に基づく貸与に併せて、乙等の指定する日時及び場所において、乙等の管理する充電スタンドの使用を許諾することに努めるものとする。なお、使用許諾する

充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

- 貸与車両等の貸与期間（以下「貸与期間」という。）及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として開始日から1週間とし、甲等が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、当事者間で協議して延長期間を決定する。

（電気自動車の貸与実施）

- 第4条 乙等は、原則として乙等の指定する日時及び場所で貸与車両等を甲等に無償で貸与し、原則として電力供給のために貸与車両等を甲等に使用させるものとする。

（貸与時の残充電）

- 第5条 乙等は、貸与車両の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
- 2 貸与時点において貸与車両に充電されている電力は、乙等が無償で提供する。

（電気自動車の移動）

- 第6条 貸与車両等に関する乙等の営業所又は保管管理場所等と甲等の避難所等との間の移動は、原則として甲等の責任において行うものとする。ただし、甲等により移動が困難な場合は、甲等と乙等が協議し、乙等が行うものとする。

（報告）

- 第7条 乙等は、第2条の規定による甲等からの要請に伴い、貸与車両等を甲等に引渡した場合は、甲1に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに「災害時等における貸与報告書」（様式第2号）を、貸与車両等を引渡した甲等に提出するものとする。

（管理等）

- 第8条 甲等は、貸与車両等を原則として貸与された市町村において管理、使用するものとし、貸与期間中、善良なる管理者の注意義務をもって貸与車両等を保管・管理しなければならない。なお、その他の具体的な管理方法・取り扱いは、貸与された甲等と乙等間での協議により取り決める。
- 2 甲等は、充電スタンドを乙等より提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 前2項の規定に違反し、甲等の責に帰すべき事由により、貸与車両等又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、甲等は乙等に対しその損害を賠償するものとする。
- 4 帰責事由が不明な場合には、甲等、乙等及び丙が協議の上、賠償にあたるものとする。

（補償）

- 第9条 貸与期間中の事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、甲等が、補償責任を負うものとする。ただし、自動車保険が適用される場合の取扱いは、第10条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙等は、貸与車両の貸与にあたり乙等の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲等は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙等へその旨を連絡し、乙等の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙等の負担とする。ただし、甲等の故意又は過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲等の負担とする。

(返却)

第11条 甲等は、通常損耗を除いた部分について、原状に復した上で、貸与車両等を乙等に返却するものとする。

2 貸与車両等の返却時期及び場所については、甲等及び乙等が協議の上、決定する。

(外部給電器の使用上の注意)

第12条 甲等は、貸与車両に外部給電器を接続して使用する場合（医療機器等への使用を含む。）、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲等が損害を被った場合であっても、乙等及び丙は一切責任を負わないものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第13条 乙等は、災害時等に電力供給が遂行可能な電気自動車等の情報を、電力供給に必要な範囲において、甲等に提供するものとする。

2 丙は電気自動車等の普及促進に資する情報を、甲等に提供するものとする。

(自治体間の連携について)

第14条 電気自動車等を所有する甲等は、災害時等に使用可能な電気自動車等の情報を甲1に提供し、甲1は、甲等に対し、その情報を共有するものとする。

2 災害時等において、前項に規定する電気自動車等を、貸与する場合、甲等間で協議の上、実施するものとする。

(連絡調整)

第15条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲等、乙等及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（第3号様式）により指定した者が行う。なお、甲等、乙等及び丙は当該名簿により指定する者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲等、乙等及び丙は、年1回以上、意見交換又は協議等を行うものとする。

(広報活動)

- 第 17 条 甲等、乙等及び丙は、平常時においても電気自動車の普及や電気自動車を活用した防災の広報活動に努めるものとする。
- 2 乙等及び丙は、甲等が主催するイベントにおいて、電気自動車の普及を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車からの電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。
- 3 前項に規定する協力内容はイベントの都度、甲等、乙等及び丙が別途協議して定める。
- 4 第 2 項に規定するイベントへの協力に要する費用は、原則として乙等の負担とする。
- 5 甲等、乙等又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に甲 1、乙等及び丙と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(協定期間)

- 第 18 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する日の 3 箇月前までに、甲等、乙等又は丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は、さらに 1 年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(譲渡制限)

- 第 19 条 甲等、乙等及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(不可抗力免責)

- 第 20 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

- 第 21 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲等、乙等及び丙が協議して定めるものとする。

(全 21 条)

この協定の締結を証するため、本協定書 12 通を作成し、甲等、乙等、丙それぞれが記名押印又は署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 1 長野県長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地
長野市

長野市長 **加藤 久雄**

甲 2 長野県須坂市大字須坂 1 5 2 8 番地 1
須坂市

須坂市長 **三木 正夫**

甲 3 長野県千曲市杭瀬下二丁目 1 番地
千曲市

千曲市長 **小川 修一**

甲 4 長野県埴科郡坂城町大字坂城 1 0 0 5 0 番地
坂城町

坂城町長 **山村 弘**

甲 5 長野県上高井郡小布施町大字小布施 1 4 9 1 番地 2
小布施町

小布施町長 **桜井 昌季**

甲 6 長野県上高井郡高山村大字高井 4 9 7 2 番地
高山村

高山村長 **内山 信行**

甲 7 長野県上水内郡信濃町大字柏原 4 2 8 番地 2
信濃町

信濃町長 **横川 正知**

甲 8 長野県上水内郡小川村大字高府 8 8 0 0 番地 8
小川村

小川村長 **染野 隆嗣**

甲 9 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2 7 9 5 番地 1
飯綱町

飯綱町長 **峯村 勝盛**

乙 1 長野県長野市川合新田 3 6 1 6 番地 1 号
長野日産自動車株式会社

代表取締役社長 **富田 信**

乙 2 長野県上田市材木町一丁目 1 6 番 1 7 号
日産プリンス長野販売株式会社

代表取締役社長 **金井 正幸**

丙 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 1 号
日産自動車株式会社

理事 **神田 昌明**